

令和6年度 高齢者外出支援事業申請書兼
デマンド(予約)型乗合タクシー利用登録票

令和 年 月 日

丹波市長 様

わたしは、下記に記載している事項が真実であることを誓約するとともに、利用対象者の要件確認等のために必要な次の事項について同意しましたので、丹波市高齢者外出支援事業のバス・デマンド(予約)型乗合タクシー・タクシー共通券(以下「共通券」という。)の交付と、デマンド(予約)型乗合タクシーの利用登録を申請します。

- 1 世帯全員の市民税課税状況、介護保険要介護認定の状況及び障害者手帳交付状況を閲覧されること
- 2 デマンド(予約)型乗合タクシーの利用登録及び登録状況を閲覧されること
- 3 申請状況について丹波市関係課に情報提供されること
- 4 福祉送迎サービス事業(おでかけサポート事業)の登録状況を閲覧されること
- 5 共通券の使用状況について、市が当事業協定事業所等から情報提供を受けること
- 6 一度申請された共通券の再交付又は交換は不可であること

利用者(申請者)	ふりがな		介護保険被保険者番号 (10桁)	
	氏名	(※)	生年月日	大正 年 月 日 昭和 ()歳
	住所(郵送先)	丹波市 (自治会名:)	利用者電話番号	(自宅)(0795) - (携帯) -
委任欄	私(利用者)は下記の者を代理人に選任し、高齢者外出支援事業申請書による申請・交付に関する一切の権限を委任します。			
	代理人氏名		代理人電話番号	-
	代理人住所		利用者との関係	親族・民生委員・ケアマネジャー その他()
交付・郵送先	※希望される交付・郵送先に○を付けてください。(支所に申請をされた場合、交付は後日郵送になります。) 利用者に郵送 ・ 委任者に郵送 ・ 介護保険課での交付 (上記の場合は本庁第2庁舎で交付)			
介護保険要介護認定等の状況	<input type="checkbox"/> 未認定 / <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援1 / <input type="checkbox"/> 要支援2 / <input type="checkbox"/> 要介護1 ※事業対象者とは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者をいう ※要介護2～5の方は対象外です。 おでかけサポート事業をご利用いただける場合があります。【問い合わせ先】障がい福祉課 ☎88-5262			
自動車運転免許証所持状況	無 ・ 有 (理由:) ※「有」の場合は、今後、運転をしない理由を()内に記入ください			
施設(入院含む)等入所状況	無 ・ 有 (施設等名称:) ※「有」の場合は入所されている施設等名称を()内に記入ください			
おでかけサポート登録状況	無 ・ 有 ※「有」の場合で、登録を削除する方は下記()内に署名・押印をしてください 利用券を交付された年度中は、おでかけサポート事業に再登録できないことを理解した上で、登録を削除することに同意します。 (氏名: (※)) ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
障害者手帳	無 ・ 有	1身体障害者手帳 1種○級 / それ以外	2療育手帳 A / それ以外	3精神障害者保健福祉手帳 1級 / それ以外
情報提供同意	高齢者福祉の増進のため、高齢者外出支援事業の交付状況について、市が必要と認める福祉関係者等に必要に応じて情報提供すること。(※どちらかを選んでください) <input type="checkbox"/> 同意します ・ <input type="checkbox"/> 同意しません			

市確認欄	交付番号	交付日	デマンド	おでかけ	市民税課税状況	審査結果	処理担当者
	共通券 No.	/		<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税本人非課税 (基準額80万円以下) <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	窓口交付・郵送		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> あり			

【交付できない理由】

- 70歳未満のため
- 要介護認定を持ち、要介護2以上のため
- 自身が運転可能であるため
- 入院中または施設入所中であるため
- 市民税本人課税であるため
- 市民税本人非課税であるが、対象基準額を超過しているため
- おでかけサポート事業の登録者であるため

公共交通係	入力	送付
柏原 春日 氷上 山南 青垣 市島 <input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 手帳		

令和6年度 高齢者外出支援事業

バス・デマンド(予約)型乗合タクシー・タクシー共通券の申請について

この事業は、高齢者の外出の機会と社会参加の拡大を図るため、下記の要件に当てはまる高齢者の方を対象に決められた額の共通券を交付し、閉じこもり予防や心身機能の低下等を予防するため補助し支援する事業です。

申請期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

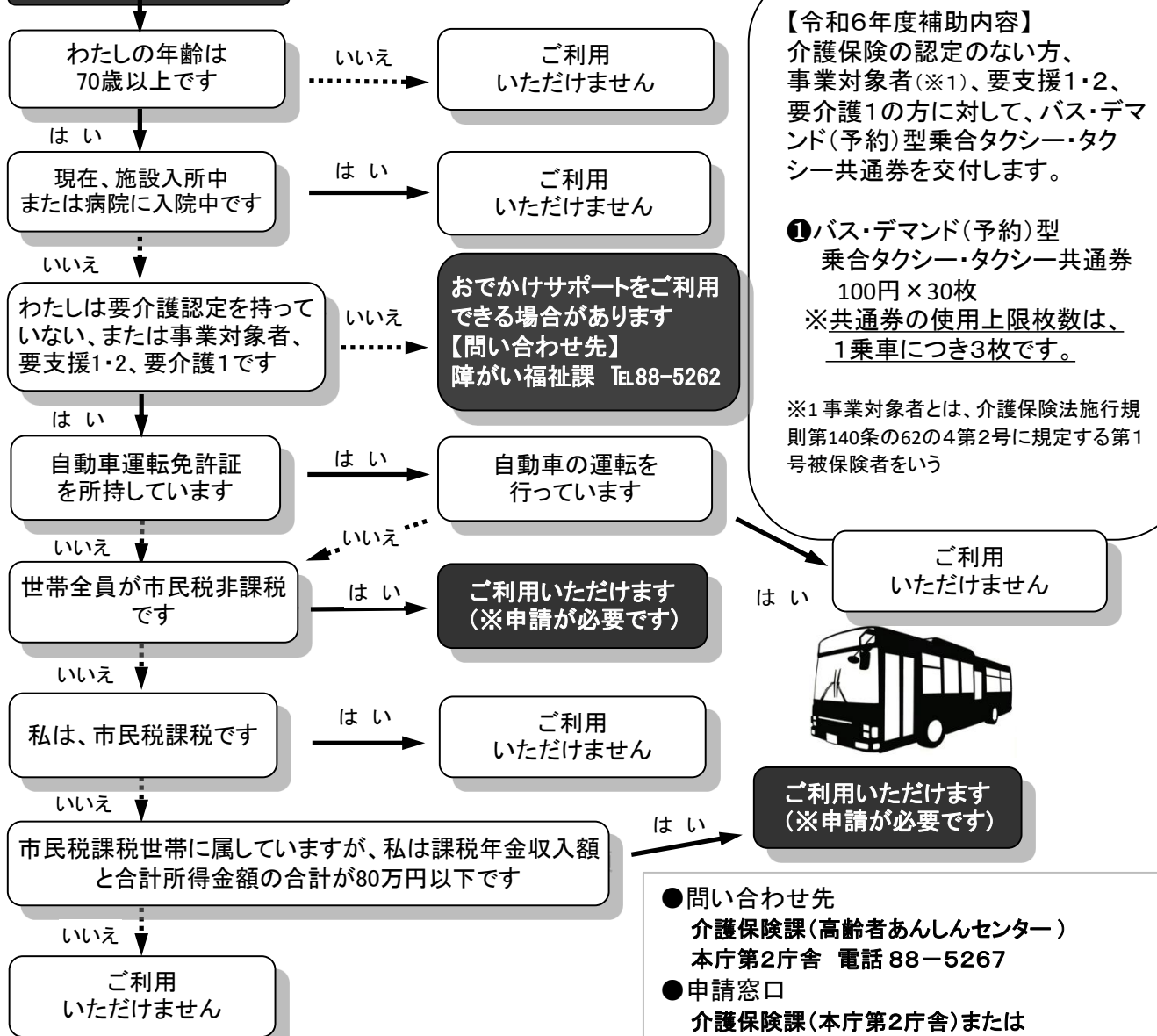
対象者要件

丹波市内に住民登録をされている方で、かつ居住されている高齢者の方で、次の①から⑥のすべてに当てはまる方です。(下記の表で、ご確認ください。)

- ① 年齢: 70歳以上の方であること
- ② 要介護度: 認定をお持ちでない方、または事業対象者、要支援1・2、要介護1の認定をお持ちの方
- ③ 運転: 自動車運転免許証を所持されていないこと(自動車の運転をしていないこと)
※原動機付自転車のみ運転されている方は対象となります。
- ④ 施設等: 特別養護老人ホームなどの施設入所中でない、または病院に入院中でないこと
- ⑤ 所得: 次の(ア)(イ)のどちらかに当てはまる方
(ア) 市民税非課税世帯に属される方
(イ) 市民税課税世帯に属されているが、対象者本人は市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
- ⑥ 福祉送迎サービス事業(おでかけサポート事業)に登録されていないこと



ここからスタート



【令和6年度補助内容】
介護保険の認定のない方、事業対象者(※1)、要支援1・2、要介護1の方に対して、バス・デマンド(予約)型乗合タクシー・タクシー共通券を交付します。

- ① バス・デマンド(予約)型乗合タクシー・タクシー共通券 100円×30枚
※共通券の使用上限枚数は、1乗車につき3枚です。

※1 事業対象者とは、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者をいう



ご利用いただけます(※申請が必要です)

対象要件をすべて満たす方は、裏面の申請書で申請して下さい。

- 問い合わせ先
介護保険課(高齢者あんしんセンター)
本庁第2庁舎 電話 88-5267
- 申請窓口
介護保険課(本庁第2庁舎)または各支所(氷上支所を除く)
- 交付窓口
介護保険課
※他窓口で申請された場合は郵送で交付します。